

独立行政法人空港周辺整備機構
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>① 平成20年度においては、事業量を踏まえた組織・定員となるよう大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編するとともに、移転補償課は廃止する。</p> <p>これに伴い、人員についても、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を行う。</p> <p>② 独立行政法人以外での形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、平成22年度までに結論が出される予定であり、国及び関係自治体との間で進められることとなる協議及び調整に向けて、当機構としても国等への協力を行う。</p>	4	<p>大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編するとともに、移転補償課を廃止し、人員についても、部長1名、職員2名、合計3名を削減した。</p> <p>独立行政法人整理合理化計画等にも定められているこれらの大幅な組織の再編を速やかに実施したことは優れた実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(2) 人材の活用</p> <p>人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。</p>	<p>(2) 人材の活用</p> <p>役職階層における年齢バランスの改善を図るために、平成20年度においては、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。</p>	3	<p>用地補償業務等に精通し経験豊富な人材の派遣について派遣元との人事調整を行い、役職階層における年齢バランスの改善に努めており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる</p>	
<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 代替地造成事業の廃止</p> <p>代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。</p> <p>なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 代替地造成事業の廃止</p> <p>平成21年度の事業廃止へ向けて関係自治体等に周知を図り、あわせて、ホームページにおいても広く住民に周知を図る。</p>	3	<p>当該事業の廃止について、関係自治体等への周知や業務方法書の改正を実施し、中期目標を達成した。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>② 事業費の抑制</p> <p>事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）</p>	<p>② 事業費の抑制</p> <p>事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で5%以上に相当する額を削減する。</p>	4	<p>年度計画の目標値（5%以上）を大幅に上回る約19.0%に相当する額の削減を行っており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③ 一般管理費の抑制</p> <p>一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）</p>	<p>③ 一般管理費の抑制</p> <p>一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。</p> <p>また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で3%以上に相当する額を削減する。</p>	3	<p>年度計画の目標値（3%以上）を上回る約4.9%に相当する額の削減を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>また、国に準じて、レクリエーション経費の廃止、福利厚生費の見直しが行われていることも評価できる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。</p> <p>① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、平成20年度において次の措置を実施する。</p> <p>① 連絡協議会の開催</p> <p>従来から、業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を年2回開催する。</p> <p>また、その他に周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に推進できるよう国又は関係自治体等を交えた調整会議を定例的に開催する。</p>	3	<p>連絡協議会について、年度計画の目標値(年2回)と同回数を開催し、国及び関係自治体と意見交換を行ったほか、その他の調整会議にも参加しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>□ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。</p> <p>□ 環境対策における広報活動の充実を図るため、校外学習の受入促進を図るためのPR活動の実施や空港等で行うイベントの機会を利用したパンフレット等の配布・周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	3	<p>ホームページにおいて業務実績等の公表を行い、ホームページのアクセス数は年度計画の目標値(3万回)を上回ったほか、校外学習受入促進のための空港周辺の自治体教育委員会事務局へのPR活動、「空の日」イベント会場におけるリーフレットの配布、自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>ホームページを改正し見やすくするなど、各種情報の公表方法について更なる工夫を図って欲しい。</p>

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施</p> <p>事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。</p> <p>① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施</p> <p>① 役職員の人事評価</p> <p>役職員の人事評価の導入等については、国の取組状況を参考にしながら対応することとし、機構に適応した人事評価のあり方を検討する。</p> <p>また、その検討にあたっては、業務執行のインセンティブの向上が図られるよう、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるものとして諸規程類の整備を行う。</p>		<p>当該項目に係る新たな取り組みについては、国の取組状況を踏まえ、平成21年度以降に具体化されることから、20年度の評価は行わない。</p>	
<p>② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p>	<p>② 内部統制の向上</p> <p>民間企業における内部統制制度の導入状況を見極めつつ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p>	3	<p>内部統制の取り組みについて、これまでの監事監査等に加え、会計内部監査を実施するとともに、コンプライアンス体制の確立に向けて管理職で構成するWGを設置し、新規転入者に対する研修の実施を取り決める等、中期目標の達成に向けて計画的に進められており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>法人の規模、特性等に応じた内部統制の向上は計画的に図られているが、さらに社会的要請には機敏に対処すること。</p>

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	③ 当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。	3	業務実績評価に係る国民の意見募集について適切に実施するとともに、機構ホームページに寄せられた意見等に対しても適切に対処しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。	④ 職員の資質の向上 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施し、研修効果の把握にも努める。	3	両事業本部で合計7回の研修を実施し、一部の研修では研修の効果測定を試行的に実施するとともに、外部の簿記研修に職員を参加させ専門知識の向上を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。	⑤ 業績評価の業務への反映 平成18年度において検討見直した内部評価制度を踏まえ、評価結果の速やかな反映及び活用を図る。	3	年3回開催した内部評価委員会において、評価結果の速やかな反映及び活用が図られており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>⑥ 情報開示のあり方</p> <p>機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。</p> <p>イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p> <p>ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。</p>	<p>⑥ 積極的な情報公開</p> <p>機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、独立行政法人整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についても積極的に情報公開を行う。</p> <p>イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で情報の提供を行う。</p> <p>ロ 職員の勤務時間その他の勤務条件を定めた就業規則について、平成20年度中に公表する。</p>	3	<p>業務実績評価、財務諸表等、業務方法書の改正、就業規則についてホームページで積極的に公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p>	<p>⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p>	3	<p>事業毎の収支管理を適切に実施し、また、随意契約見直し計画に基づく競争入札への移行や民家防音事業における競争入札制度の導入などにより、予算の効率的な執行に努めており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	⑧ 既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3	事業毎の収支管理の区分に応じて適切にセグメント情報の開示を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。	⑨ 事後評価の在り方 事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、評価結果の適切な反映方法について検討する。	3	役員の退職手当について、評価委員会で決定された業績勘案立を勘案しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
(3) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	(3) 随意契約の見直し 随意契約の見直しについては、当機構が進める「随意契約見直し計画」を着実に実施することとし、その取組状況を公表する。 なお、公募などにより行う一般競争についても、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、業務運営の一層の効率化を図る。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	4	「随意契約見直し計画」に基づく取り組みとして、競争性のない随意契約比率を低減したほか、総合評価方式の導入、複数年度契約の拡大、随意契約審査体制の強化を実施し、取組状況をホームページで公表している。 また、契約の適正化への取り組みとして、包括的随意契約条項の見直しなどの規程等の改正を行ったほか、企画競争の実施に際し競争性が確保できるよう入札参加条件の審査・検討を行っている。 監事監査においても、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受け、「適正に処理されている」との監査結果を受けており、これら全ての取組実績を総合的に勘案すると、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備 中期基本方針等の整備</p> <p>平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>	<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備</p> <p>国において、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>		<p>当該項目に係る具体的な取り組みは、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、平成21年度以降に行われることから、20年度の評価は行わない。</p>	
<p>(5) 業務の確実な実施</p> <p>周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。</p> <p>① 再開発整備事業</p> <p>事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。</p>	<p>(5) 業務の確実な実施</p> <p>① 再開発整備事業</p> <p>イ 第2種区域で行う事業について、利用可能な国有地及び需要等を踏まえ、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、今後の施設整備に向けて関係自治体等との情報交換を継続的に行う。</p> <p>ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図る。</p>	3	<p>大井地区再開発整備事業（その3）について、平成21年度の施設整備に向けた取り組みを着実にを行うとともに、第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業について、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、賃借人1名について平成21年度末で事業廃止することが決定しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況があると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>② 民家防音工事補助事業</p> <p>イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。</p> <p>ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。</p> <p>ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。</p>	<p>② 民家防音工事補助事業</p> <p>イ 事業費について、業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。</p> <p>ロ 工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。</p>	4	<p>空調機器の更新工事単価及び調査単価の減額を行ったほか、競争入札制度を導入し、事業費の縮減が図られている。また、積算方法を簡略化し、事務手続きの迅速化・効率化を図り、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう努めている。</p> <p>他の特定飛行場と比較して、大阪では申請者からの委任が受けられなかったことから入札実施件数が少ない状況にあるものの、全体としてみれば、整理合理化計画等に定められているこれらの取り組みを、20年度から速やかに実施しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③ 移転補償事業</p> <p>イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。</p> <p>ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。</p>	<p>③ 移転補償事業</p> <p>事業実施にあたっては、事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより、移転補償の処理期間（申請受付から代金支払いまで）について、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）実績以上の短縮に努めながら、事業を確実に執行する。</p>	4	<p>事前の申請相談にきめ細かく対応するとともに、土地測量業務と建物調査業務の分離発注により物件調査を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図り、これら取り組みの結果として事務処理期間が短縮されていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。</p>	<p>④ 大阪国際空港周辺の緑地整備 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約1.5ha（利用緑地残約0.3ha、緩衝緑地第1期残約1.2ha）のうち約0.5haを買収し、用地取得進捗率を約97%とする。</p> <p>また、買収済みの土地約0.63haについて造成・植栽を実施する。</p>	3	<p>用地補償交渉の難航等により予算を一部繰り越すこととなったものの、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得について0.3haを買収し、用地取得率を約96%とするとともに、買収済みの土地について年度計画どおり造成・植栽を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。</p>	<p>⑤ 福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺における緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>なお、空港南側の一定範囲については、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。</p>	3	<p>買収済みの土地について年度計画どおり造成・植栽を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(6) 空港と周辺地域の共生</p> <p>空港と周辺地域の共生に資するため、地元 の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに 周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の 協力を得ること等により、積極的に啓発活 動を行う。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入 れには適切に対応し、空港周辺環境対策の 理解を深める。</p>	<p>(6) 空港と周辺地域の共生</p> <p>前中期目標期間同様、地域に密着し た事業を通じて地元住民・自治体との 意思疎通を図り、地元の要望も踏まえ つつ、空港と周辺地域の共生を支援し ていく。</p> <p>イ 国及び地方公共団体並びに周辺 自治体で構成する「連絡協議会」等 の協力を得ることにより、環境学習 の講演を行う等の啓発活動を実施 する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望や校外学習 の一環としての教育機関からの環 境学習の受け入れには適切に対応 し、環境対策の理解を深める。</p>	3	<p>連絡協議会において、空港周辺環 境対策に関する啓発活動の必要性 を説明し理解を得たほか、大阪産業 大学の校外学習受入に適切に対応 するとともに、校外学習受入促進の ための空港周辺の自治体教育委員 会事務局へのPR活動を実施して おり、中期目標の達成に向けて着実 な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり</p> <p>(2) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>欠損金については平成21年度までに確実に 解消を図ることとする。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画に関 する年度計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり</p> <p>(2) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>平成20年度においては、欠損金の 解消に向け努力する。</p>	4	<p>予算、収支計画及び資金計画につ いて適正な執行を図り、繰越欠損金 について、年度計画を上回り平成2 0年度で解消が図られ、中期目標が 達成されたことは、優れた実施状況 にあると認められる。</p> <p>利益処分についても、会計監査人 の監査報告書にあるように、法令に 適合した処理がなされていると考 える。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。			
5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし	5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし			
6. 剰余金の使途 固有事業に充てる。	6. 剰余金の使途 固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。		当該項目については、「予算、収支計画及び資金計画」の項目とまとめて評価を行った。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行われている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。</p> <p>さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。</p>	<p>7. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 給与水準については、対国家公務員指数が高くなっているとの指摘を踏まえ、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての分析及び検証を平成20年度中に行い、是正の必要がある場合には出来る限り速やかに措置を講じる。</p> <p>また、その検証結果や是正のための取組状況については、ホームページ等で公表する。</p>	3	<p>平成19年度の対国家公務員指数が109.1であったところ、審議役・部長級の管理職手当及び管理職加算率の引き下げを実施し、平成20年度の対国家公務員指数が107.5と1.6ポイント減少しており、給与水準の適正化への措置が着実に講じられている。</p> <p>また、国に比べて給与水準が高くなっている要因等についての分析及び検証の結果はホームページで公表して、当該法人の目的、人員構成、業務内容等に鑑み、国民からある範囲の納得を得られるものになっていると考えられる。</p> <p>以上のことから、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>なお、当該法人については、国と異なる諸手当はない。</p>	<p>対国家公務員指数については着実に減少しているものの、まだ100を上回っていることから、国の取組に即して、引き続き給与水準の適正化が図られることを望む。</p>
<p>② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。</p>	<p>② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。</p>	3	<p>19年度と比較して3名の定員削減を行うとともに定年退職者の補充も行わず、計画的な人員の抑制が図られており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成20年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数＝81 項目数（25）×3＝75 下記公式＝108%

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・いずれの項目も評価が3以上であり、総合的な業務実績としては、「順調」と評価できる。
- ・「組織運営の効率化」、「事業費の抑制」、「随意契約見直し」、「民家防音工事事業補助」及び「移転補償事業」については、優れた評価ができ、今後も着実に進められるよう望む。
- ・「予算、収支計画及び資金計画」についても適正な執行が図られ、繰越欠損金について平成20年度決算において解消し中期目標を達成したことは、高く評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・今後の課題として、次期周辺整備中期基本方針の策定、独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討等の政策的な決定について、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、円滑に対応されたい。

（その他推奨事例等）